

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】 3

◇ 公告

- 北九州市屋外広告物条例による講習会の実施【建設局道路部管理課】 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、帆柱公園駐車施設の山麓駅前広場駐車場バス駐車場に関する規定を削除することにしました。

この規則は、令和5年7月1日から施行することにしました。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月22日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第26号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「区分」を「駐車施設」に、

帆柱公園駐車施設	山麓駅前広場駐車場バス駐車場	午前0時から午後12時まで	(1) 日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後10時10分まで (2) その他の日 午前9時30分から午後6時10分まで	(1) 日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後10時10分まで (2) その他の日 午前9時30分から午後6時10分まで
	立体駐車場	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで

を

帆柱公園駐車施設	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
----------	---------------	---------------	---------------

に

改め、同表備考の欄中

1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
2 市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間、入庫時間

を

又は出庫時間を変更することができる。

市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間、入庫時間又は出庫時間を変更することができる。

改める。

別表第1の3の帆柱公園駐車施設の項中

大型自動車 中型自動車	1台1回（ 1日以内）	1,000円	
普通自動車	1台1回（ 2時間以内）	100円	使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円を加算する。
	1台1回（ 2時間を超えて4時間以内）	200円	
	1台1回（ 4時間を超えた場合）	300円	

普通自動車	1台1回（ 2時間以内）	100円	使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円を加算する。
	1台1回（ 2時間を超えて4時間以内）	200円	
	1台1回（ 4時間を超えた場合）	300円	

改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市公告第423号

北九州市屋外広告物条例（昭和38年北九州市条例第68号）第24条第1項の講習会を次のとおり実施する。

令和5年6月22日

北九州市長 武内和久

1 開催日時

令和5年8月23日午前10時30分（受付開始10時）から午後5時まで

2 開催場所

福岡県久留米市六ツ門町8番1号

久留米シティプラザ 大会議室

3 講習会の教科

（1） 屋外広告物に関する法令

（2） 屋外広告物の表示の方法に関する事項

（3） 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講申請書の受付期間

令和5年7月10日から同月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

5 受講申請書の受付場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部管理課